

理 由 書

現在、旭市で都市計画決定しているごみ焼却場は、「東総塵芥処理組合ごみ焼却場」で、昭和42年8月に都市計画を当初決定し、昭和43年3月からごみ焼却炉（30 t/日）による焼却処理を開始しております。

昭和49年10月には、人口増に伴って増加する焼却対象ごみを安定処理するため、区域面積を拡張する都市計画の変更（1回目）を行い、ごみ焼却炉を増設（40 t/日）しました。

その後も人口増加、生活水準の向上等によるごみ排出量の増加に対応するため、昭和58年4月から粗大ごみ処理施設（30 t/5h）を稼働、また平成4年に既存のごみ焼却炉を廃止して、新たなごみ焼却炉（95 t/16h）」を整備しました。

そして平成6年に搬入道路部分の追加に伴う区域面積の拡張のため、都市計画の変更（2回目）を行いまして、今日に至っております。

今後のごみ処理については、平成30年に都市計画決定された銚子市・匝瑳市・旭市で構成する東総地区広域市町村圏事務組合により銚子市内に設置される新たな広域ごみ処理施設において処理することとなります。なお、当該施設は令和3年4月1日からの稼働開始に向けて、現在整備が行われております。

広域ごみ処理施設稼働後は、「東総塵芥処理組合ごみ焼却場」ごみ焼却炉及び粗大ごみ処理施設を解体し、積み替え中継施設（ストックヤード）として整備することが計画されております。

これに伴い、旭市が処理する一般廃棄物処理事務のうち、ごみの焼却と粗大ごみの処理に関連する事業を廃止するため、都市計画変更を行うものであります。